健康福祉委員会資料 令和5年11月8日 健康生きがい部(保健所) 健康推進課

# 包括的支援体制構築に向けた健康福祉センターの 今後の展開について(検討状況報告)

健康福祉センターの包括的支援体制の構築に向けた検討については、本年6月に中間のまとめを行い、今後の健康福祉センターのあり方の方向性を示してきた。

今回は、検討経過の報告として、中間まとめ以降の検討状況について報告する。

## 1 検討の背景と目的(前回報告)

健康福祉センターは、地域保健法第 18 条に定める「市町村保健センター」に位置づけられ、健康相談、保健指導及び健康診査、健康教育、健康づくりに関する事業を分任している。近年においては、母子保健・精神保健分野における困難事例の増加や、複雑化など健康福祉センターを取り巻く環境は大きく変化しており、「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実や、精神障がい者への包括的な支援体制の整備が求められている。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制(こども家庭センター)を整備することが努力義務として示された。区としては、これまでも児童福祉分野と母子保健分野が連携し、支援を行ってきたところであるが、新たな体制の構築に向けた検討を進める必要が生じた。

そこで、母子保健分野と、精神保健分野における包括的支援体制の構築等、健康 福祉センターの今後のあり方について、検討を行うこととした。

### 2 健康福祉センターの現状と課題(前回報告)

(1) 「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実の必要性

子ども家庭総合支援センターの児童相談所業務が開始したことに伴い、把握した複雑・困難ケースを、区として一体的に支援していくことが可能となった。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法により、令和6年4月以降に 区市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

→【課題】これまでも母子保健・児童福祉の側面から、それぞれの組織が様々な 事業を展開し、必要に応じて、各組織が情報共有や連携支援を行って きたところであるが、こうした法改正や国の動向を踏まえ、母子保健・ 児童福祉のさらなる連携の強化に向けた体制整備が必要である。

## (2) 精神保健分野における体制整備の必要性

健康福祉センターでは、精神障害者保健福祉手帳の交付事務等や、精神保健相談窓口を担っており、窓口や電話での相談や、家庭訪問による支援など、対象者に寄り添った支援を行ってきた。一方で、ホームヘルプサービスといった日常生活支援などの福祉サービスを利用する際には福祉事務所が相談窓口を担っている。

- ■【課題】区民にとっては手続の内容に応じた窓口の使い分けが必要であったり、 窓口が不明確であったりするなど、利便性の向上が求められている。
- ⇒【課題】相談・支援にあたり、複雑・困難化する事例が生じていることから、 多職種連携による支援体制の強化が必要であるが、協力関係はあるも のの、部門の違いから保健・福祉を担う担当者間における連携に課題 が生じている。

## 3 健康福祉センターの将来的なあり方の方向性

前述の課題に対応するために、時代に即した実施機関となることをめざし、次の2つの柱を掲げ、体制の見直しについて検討を進めていく。

また、検討にあたっては、デジタル化・DXの進展を前提としつつ、区民サービスの質の向上の視点を第一に据えて、前例に捉われることなく、業務効率化を推進する。児童虐待等ハイリスクなケースへの支援等の直営として継続すべき事業の整理や、委託化等により民間ノウハウを活用することが効果的な事業についての精査・検討を行う。

なお、以下の事業はデジタル化・DX推進対象事業の一例であるが、これら以外の事業についても、区民サービス向上に向けて検討を行っていく。

- ・主催事業の参加申込電子申請受付
- 相談記録電子化
- ・保健師活動へのタブレット端末導入 など

# 柱1 「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実

「切れ目のない子育で支援」のさらなる充実に向けて、次のとおり母子保健分野・ 児童福祉分野における体制整備を行う。

## (1) 令和6年度の支援体制

## ① 相談体制の充実(出張相談の実施)

子ども家庭総合支援センター支援課職員と、健康福祉センター保健指導係職員が それぞれの専門性を活かし、母子保健の相談時に児童福祉(育児支援ヘルパーの紹 介など)の相談を、対象者に合わせて効果的に実施できる体制を整備する。合同家 庭訪問、健康福祉センターで行う母子保健事業への児童福祉相談窓口の併設や、オ ンライン相談の活用などにより、区民の利便性とサービスの質を向上させる。

## ② 専門職の体制強化

支援課の職員が健康福祉センターにおけるケース支援会議などに出席し、児童福祉分野の知見から健康福祉センターと連携を行う体制を強化することで、母子保健分野と児童福祉分野の連携を強め、児童虐待等のさらなる防止につなげていく。

また、こうした体制を整備し、保健師が児童福祉分野の現場経験を得られる機会を増やすことで、専門性の幅が広がり人材育成の強化につなげていく。

## ③情報連携の強化

連携強化の仕組みとして、支援課と健康福祉センターの両部署からの支援が必要な対象者に関して、サポートプランを導入し、情報連携を行うことで、母子保健分野と児童福祉分野の連携体制を強化する。また、両部門の支援者が集まる合同ケース会議を実施することで、それぞれの専門的知見から対象者の支援方法を検討する機会を創設する。

また、支援課(児童福祉分野)と保健指導係(母子保健分野)との間での情報共有を担保する体制を整備することで、児童虐待等の未然防止体制を強化する。

#### ④「こども家庭センター」への対応

上述のとおり、相談体制を充実し、連携体制を強化すること等により、母子保健分野と児童福祉分野の一体的な支援体制を整備することで、国が示す「こども家庭センター」機能の要件を充足していく。

## (2) 将来像

#### ①子ども家庭相談機能の整備

現在、支援課で行っている子ども家庭相談について、然るべき時期に5つの健康 福祉センターでも相談に対応できるよう窓口を拡充していく。これまで1か所であった相談窓口を拡充することで、地域における相談体制を強化するほか、健康福祉 センターでの健診時や事業実施時等に併せて気軽に相談を行うことができる体制 を整備する。

## ②児童館との連携強化

従前より連携していた各種事業を含め、児童館とこれまで以上に密接に連携し、 ポピュレーションアプローチのさらなる強化につなげていくことで、子育て支援体 制を強化する。

# 柱2 精神保健分野における連携充実

複雑・困難化する事例への対応や、区民サービスの質の向上に向けて、令和6年度から、次のとおり精神保健分野における体制整備を行う。

## (1) 窓口の一本化

福祉事務所に配置されている障がい者支援機能を、可能なところから健康福祉センター施設内に移設することで、精神に不調を抱える人から精神障がいを抱える人までの支援について、精神保健と障がい者福祉が連携し、一貫して行える体制を整備していく。

また、窓口が物理的に一体となることから、対象者にとって窓口が一本化され、相談先が明確となるとともに、手続きの集約(ワンストップ化)を実現する。

なお、移設にあたっては、健康福祉センター施設内のスペースの状況等を考慮しながら進めていくこととする。

## (2) 連携の強化

障がい者支援係と保健指導係が必要に応じて合同でケース会議を開催できる体制を整備し、精神保健と障がい者福祉の連携を強化する。

また、両係の連携強化により、互いの専門性を活かし、多角的なアセスメントが可能となる体制を構築することで、対象者への一貫した支援や、複雑・困難化する事例に対応していく。

#### (3) 精神保健に係る統括機能の整理

精神保健に関する業務について、企画立案部門を整理し、現場から得られた知見をフィードバックして施策に反映させる機能を明確にすることで、増加し続ける精神疾患・精神障がいの対象者への支援施策について、長期的ビジョンを持ちながら検討を進めることができる体制を整備する。

#### 4 今後のスケジュール

令和5年11月 健康福祉委員会報告(検討状況報告) 令和6年1月 健康福祉委員会報告(最終報告)